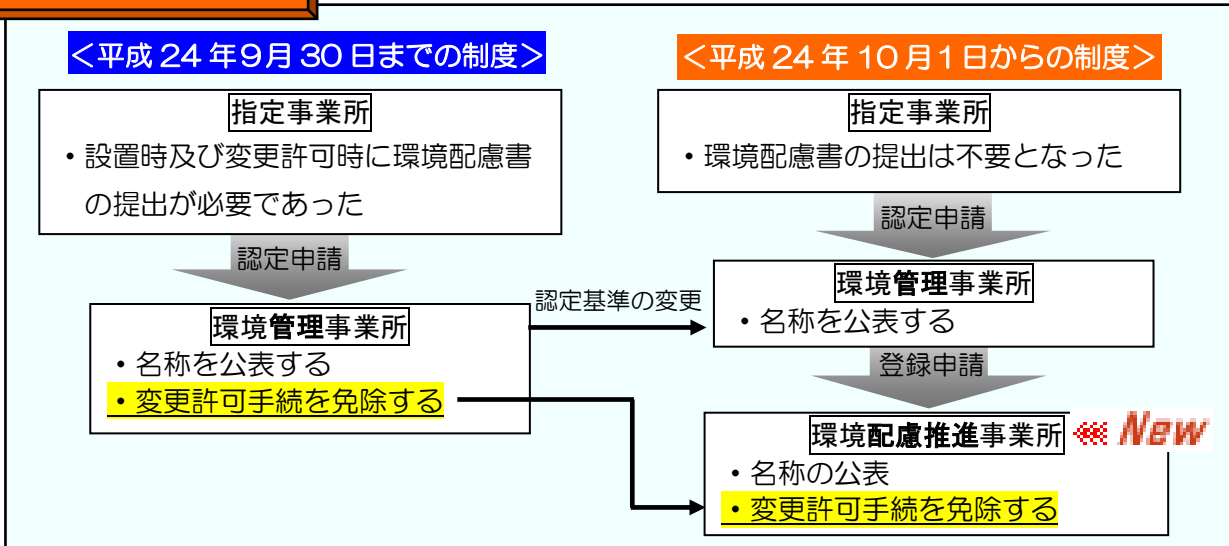


【注意事項】 本リーフレットに掲載されている情報は平成 24 年 10 月時点の情報です。当該制度は令和 2 年の条例改正により変更になっているため、手続き等にあたっては最新の情報をご確認ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/jyourei/kannkyoukannri/index.html>

環境管理事業所・環境配慮推進事業所について

平成 23 年度の神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正により、事業者による自主的な管理をより一層推進するため、環境管理事業所の認定基準等を変更するとともに、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している環境管理事業所を「環境配慮推進事業所」として登録する制度を新たに創設し、平成 24 年 10 月 1 日から施行しましたので、お知らせします。

制度変更の概要



1 環境管理事業所の認定基準の変更等 (条例第 18 条、規則第 24 条)

(1) 認定基準の変更

環境管理に係る規格の多様化や現状等を踏まえ、環境管理事業所の認定基準を変更しました。環境管理事業所として認定を受けるには、次の認定基準を全て満たしている必要があります。

平成 24 年 9 月 30 日までの認定基準

- ◇ ISO14001 を実施しているものとして環境マネジメントシステム審査登録機関へ登録
- ◇ 排煙及び排水の測定
- ◇ 安全性影響度の評価の実施
- ◇ 事故発生日から 3 年以上経過
- ◇ 公害を除去するための措置が不要であること

※ ◇…従前からの基準
 ◆…変更・追加した基準

平成 24 年 10 月 1 日からの認定基準

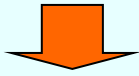
- ◆ 登録している環境マネジメントシステムの対象を拡大しました！
 ⇒ 次のいずれかに登録
 - ・ ISO14001
 - ・ エコアクション 21 (追加)
 - ・ KES・環境マネジメントシステム・スタンダードのステップ 2 (追加)
- ◆ 排煙及び排水の測定に加え、認定を受ける前に 3 年以上継続して排煙及び排水の規制基準を遵守している
- ◇ 安全性影響度の評価の実施
- ◇ 事故発生日から 3 年以上経過
- ◇ 公害を除去するための措置が不要であること
- ◆ **新規** 土壤汚染又は環境汚染を確認している場合、拡大を防止するために必要な措置を講じている
- ◆ **新規** 条例第 110 条の 2 の規定に基づき勧告された場合は、その勧告に従っている (正当な理由がある場合は除く)

(2) 環境管理事業所の変更許可申請の免除制度の廃止

 **New**

条例改正により、環境管理事業所の変更許可申請（条例第8条）の免除制度が廃止になりました。

平成24年10月1日以降に
環境管理事業所の認定を受けた指定事業所



変更許可手続の免除 なし

指定事業所の変更許可申請は免除されません！
環境配慮推進事業所の登録を行ってください。

例外 平成24年9月30日までに
環境管理事業所の認定を受けた指定事業所



変更許可手続の免除 あり

認定の有効期間が満了する日までの間は、指定
事業所の変更許可申請が免除されます！

(3) 変更の許可申請及び届出

次のア～ウに係る変更を行う（又は行った）ときは、申請・届出が必要です。

- ア 指定事業所の変更の許可申請（条例第8条）〔平成24年9月30日までに環境管理事業所の認定を受けた事業所は免除〕
 - ↳主に、規制基準が厳しくなる変更や予測値が増大することとなる変更
- イ 指定事業所の変更の事後届出（条例第10条）
 - ↳法人代表者の氏名・事業所の名称・所在地、用水・排水の系統・指定作業及び指定施設などに係る軽微な変更等
- ウ 環境管理事業所に係る変更届出（条例第21条1項）
 - ↳環境管理・監査の体制、環境に関する方針、環境マネジメントシステム審査登録機関の名称等の変更、排煙及び排水の測定結果、安全性影響度の評価結果、土壌汚染等の拡大防止措置の概要の変更 等

(4) 環境管理事業所の公表

環境管理事業所の認定を受けた事業所は、事業所の名称及び所在地・認定の年月日・環境に関する方針が神奈川県ホームページで公表されます。

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6987/>



申請・届出書類

<環境管理事業所関係>

- ・環境管理事業所認定申請書（第17号様式）
- ・誓約書（第17号様式の2）
- ・環境管理事業所・環境配慮推進事業所に係る変更届出書（第18号様式）

⇒ 様式のダウンロードはこちら

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p504845.html#todokede>

<指定事業所関係>

- ・指定事業所に係る変更許可申請書（第6号様式）
- ・指定事業所に係る変更届出書（第13号様式）

2 環境配慮推進事業所の登録制度 （条例第19条の2、規則第27条の2、規則別表第1の4）

要件に適合した環境管理事業所は、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している事業所「**環境配慮推進事業所**」として登録することができます。

(1) 環境配慮推進事業所の登録制度の概要

！登録のメリット！

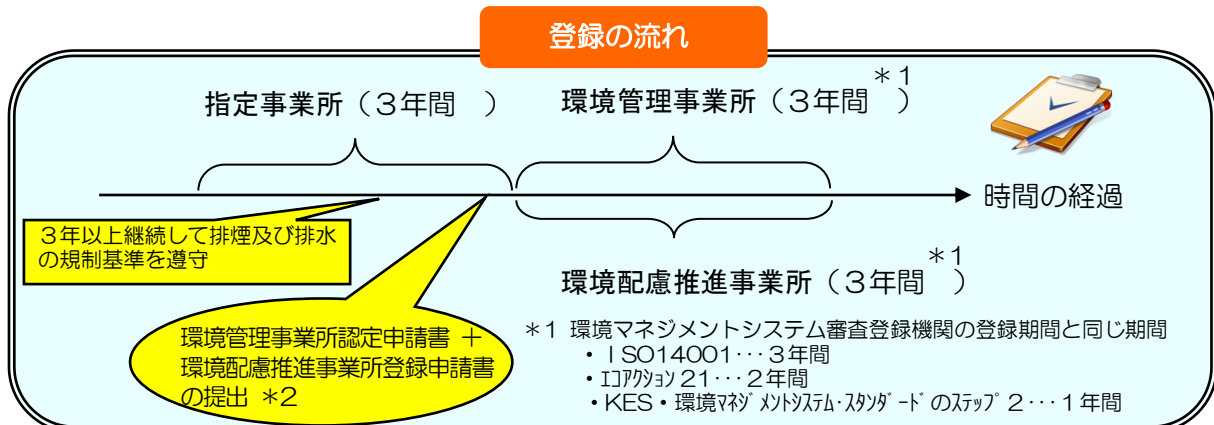
- 神奈川県ホームページで事業所の名称等を公表！
- 指定事業所の変更許可申請が免除される！（※）

※ 環境配慮推進事業所であっても、「公害の防止上特に重要な変更」である条例施行規則別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係る一定の変更を行う場合は、変更許可申請の手続が必要になります。



(2) 登録の期間について

「環境配慮推進事業所」として登録できる期間は、「環境管理事業所」として認定されている期間となります。例えば、ISO14001に登録している場合は最長で3年間となります。したがって、環境配慮推進事業所の登録にあたっては、環境管理事業所の認定申請と同時に行うと効率的です。



*2 各申請書は各々の基準により審査されるため、同時に提出しても環境管理事業所の認定と環境配慮推進事業所の登録が必ずしも同時にされるといってはいけません。手続の詳細については、窓口にお問い合わせください。

(3) 登録要件について

「環境配慮推進事業所」の登録は、**環境管理事業所の認定を受けていることが前提**となります。その上で、次の①又は②の要件を満たす場合に、「環境配慮推進事業所」として登録ができます。

① 環境に配慮した事項に係る登録要件

次に掲げる3つの要件全てについて次の割合以上の内容を実施していること。登録の要件の評価は、申請をする年度の前3年間とします。

- 環境への負荷の低減に関する要件 3割以上
- 化学物質の適正な管理に関する要件 6割以上
- 環境に係る組織体制の整備に関する要件 6割以上

3つの要件
全てをクリア!

Point!

登録要件に関して自己評価を行う際には、次の3つの指針を参考にしてください。

①環境への負荷の低減に関する指針 ②化学物質の適正な管理に関する指針 ③環境に係る組織体制の整備に関する指針

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/#shishin>

※ 環境会計については、指定事業所に関する手続のページをご覧ください。(準備中)

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p504845.html>

または

② 近隣住民等との環境保全に関する相互理解に係る登録要件

次のいずれかに該当すること。

- 近隣住民等と生活環境の保全に係る協定を締結していること。
- 環境情報を提供*するための説明会を毎年1回以上定期的に開催していること。

いずれかを実施していること!

* 環境情報の提供は、『環境情報の提供に関する指針』の「2全ての事業者に係る事項」の内容に沿ったものとします。

①、②の登録要件の詳細は条例施行規則別表第1の4をご覧ください。

⇒ URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p504845.html>

(4) 変更の届出

次のア・イに係る変更を行ったときは、届出が必要です。ただし、一定の場合にはアの届出を省略することができますので、窓口へご相談ください。

ア 指定事業所の変更の事後届出（条例第 10 条）

↳ 法人代表者の氏名・事業所の名称・所在地、用水・排水の系統・指定作業及び指定施設などに係る軽微な変更等

イ 環境配慮推進事業所に係る変更届出（条例第 21 条 2 項）

↳ 環境への負荷の低減に関する指針・化学物質の適正な管理に関する指針・環境に係る組織体制の整備に関する指針に基づき自ら周辺の生活環境に配慮した事項、指定作業及び指定施設の概要、登録要件についての自己評価結果の変更

(5) 環境配慮推進事業所の公表

環境配慮推進事業所として登録された事業所は、事業所の名称及び所在地・登録の年月日が神奈川県ホームページで公表されます。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f430607/>

申請・届出書類

<環境配慮推進事業所関係>

- ・ 環境配慮推進事業所登録申請書（第 17 号様式の 3）
- ・ 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表（第 17 号様式の 3 付表 1）
- ・ 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表（第 17 号様式の 3 付表 2）
- ・ 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表（第 17 号様式の 3 付表 3）
- ・ 環境管理事業所・環境配慮推進事業所に係る変更届出書（第 18 号様式）

<指定事業所関係>

- ・ 指定事業所に係る変更届出書（第 13 号様式）

⇒ 様式のダウンロードはこちら URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p504845.html#todokede>



お問い合わせ先

環境管理事業所の認定・環境配慮推進事業所の登録の申請については、所管区域別の相談窓口にお問い合わせください。

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話番号
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター 環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210 (代表)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県県央地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	神奈川県湘南地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県県西地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)
相模原市	相模原市環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8241
横須賀市	横須賀市環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-8328
平塚市	平塚市環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1	0463-21-9764
藤沢市	藤沢市環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3519

<参考> 県生活環境の保全等に関する条例関係のホームページ

- ◆ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（改正概要・条文・指針・施行通知など）
URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/>
- ◆ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における指定事業所に関する手続（手続案内・申請書ダウンロード）
URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7569/p504845.html>
- ◆ 神奈川県環境農政局環境保全部大気水質課 URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/div/O515/>